

審 査 基 準

令和 6 年 9 月 10 日

法令名	道路交通法
根拠条例	第108条の 4 第 1 項
処分の概要	指定講習機関の指定
原権者	埼玉県公安委員会
法令の定め	第108条の 4 第 3 項（指定の欠格事由）、指定講習機関に関する規則第 1 条（指定講習機関の指定）、第 2 条（指定の申請）、第 5 条（運転適性指導員）、第 6 条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）、第 7 条（運転習熟指導員）、第 8 条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）第 8 条の 2（若年運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審査基準	指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり
基準処理期間	14日（行政庁の休日を含まない。）
申請先	警察本部交通部運転免許センター運転免許課
問合せ先	警察本部交通部運転免許センター運転免許課講習第 1 係 (048-543-2001)
備考	

埼玉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、道路交通法(昭和35年法令第105号。以下「法」という。)第108条の4第1項各号に掲げる講習ごとに、同項各号に定める要件に該当すると認められるものを指定講習機関として指定する。

1 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(以下「取消処分者講習」という。)

(1) 運転適性指導員関係

取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第5条に規定されているが、このうち、同条第4号の「運転適性指導に従事した経験の期間が3年以上の者」とは、自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に3年以上従事した者を、また、同条第5号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。

(2) 指定の基準関係

取消処分者講習を行う指定講習機関の指定基準は、規則第6条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら取消処分者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、取消処分者講習を適正かつ確実に行之ればよい。同条2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

また、同条第3号の「取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)

(1) 運転習熟指導員関係

初心運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転習熟指導員の要件については、規則第7条に規定されているが、このうち、同条第5号の「公安委員会が行う運転習熟指導員についての技能及び知識に関する審査」は、従事することとなる初心運転者講習の種類(普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許(原付免許を含む。))ごとに、別添1の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等によるものとする。審査を受けようとする者が過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除するものとする。

また、「国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。

(2) 指定の基準関係

初心運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転習熟指導員は、専ら初心運転者講習に従事する者である必要はなく、

教習業務その他の業務に従事している場合であっても、初心運転者講習を適正かつ確実に
行い得ればよい。同条２号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。同条第３号の
「初心運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度
の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的
基盤をいう。

別添 1

運 転 習 熟 指 導 員 審 査 基 準

審 査 項 目	審 査 細 目	内 容	審 査 方 法 等
運転習熟指導 についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知（制御）能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制御、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導 についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、選択式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2 集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有する	

	転に関する知識	かどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	
--	----------------	---	--

備考

- (1) 試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあつては、おおむね50問・30分、選択式及び補完式にあつては、おおむね20問・40分、論文式にあつては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。
- (2) 審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

